

令和6年度大学等入学時奨学金

奨学金の貸与を希望する皆さんへ

- 公益財団法人鹿児島県育英財団では、大学、短期大学、専修学校（2年以上の専門課程に限る。）に入学しようとする者を対象に、入学時に必要な入学金及び初年度授業料相当額の奨学金を貸与します。（※送金は一度限りです。）
- 奨学金を希望する場合は、在学する高等学校等（既卒者は、出身高等学校等）から必要な申請書類を受領し、定められた期日までに在学学校（既卒者は、出身校）へ提出してください。

学校への提出期限：令和 年 月 日

申請に関する問い合わせは、学校の奨学金担当者へお尋ねください。

公益財団法人鹿児島県育英財団

1 応募資格等

令和6年4月に大学、短期大学及び専修学校（2年以上の専門課程に限る。）（以下「大学等（注）」という。）へ入学しようとする者のうち、次の(1)、(2)のいずれかに該当する者であって、かつ、下の①～②に示す各種別における要件を満たす者が応募できます。

- (1) 鹿児島県内の高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校（第1～3学年）及び専修学校（高等課程）（以下「高等学校等」という。）に在学する者又は令和4年3月以降に卒業した者
- (2) 鹿児島県外の高等学校等に在学する者又は令和4年3月以降に卒業した者（県内に生活の本拠を有する者の子等で、県内の中学校、義務教育学校又は特別支援学校の中等部（以下「中学校等」という。）を卒業した者に限る。）

※ 高等学校卒業程度認定試験合格者（見込みを含む。）の応募資格等については、別途、当財団へ問い合わせてください。

① 地方創生枠（一般枠に併願可能）

ア 募集人員

大学・短期大学 225人程度
専修学校（2年以上の専門課程に限る。） 25人程度

イ 応募基準

所得額課税額証明書に記載してある申込者本人及びその生計維持者（父及び母又はこれに代わって家計を支えている者）の市町村民税額のうち所得割の合計額（ふるさと納税・住宅ローン控除等の税額控除を受ける前の額）が、おおむね100円以上215,100円未満の区分に該当すること。

基 準 額（市町村民税所得割額）			大学等入学時奨学金
国の制度の支援区分	第Ⅰ区分	100円未満	貸与対象外
	第Ⅱ区分	100円以上 ～ 25,600円未満	貸与対象
	第Ⅲ区分	25,600円以上 ～ 51,300円未満	貸与対象
本県制度のみ対象		51,300円以上 ～ 215,100円未満	貸与対象

※ 貸与額については、下記2(1)の貸与上限額一覧表を参照。

ウ 推薦基準

上記イの「応募基準」を満たす者で、次の(ア)及び(イ)に該当する者

- (ア) 高等学校1年生から2年生（既卒者は全学年）までの全履修教科・科目における学業成績の評定平均値が、5段階評価で概ね4.5以上である者
- (イ) 大学等卒業後、県内に居住・就業し、本県の地域振興や産業の活性化に貢献することが期待できる者。ただし、応募時点では、県内に居住・就業する意志が明確でない場合であっても推薦することができます。

エ 修学資金等との重複貸与の不可

(ア) 鹿児島県の実施する返還免除制度のある修学資金等との重複貸与はできません。

〔例〕へき地等勤務医師等修学資金
鹿児島県看護職員等修学資金
鹿児島県獣医師確保対策修学資金
鹿児島県保育士修学資金

(イ) 別に募集する「大学等奨学金返還支援候補者募集」の支援候補者に認定された者は、大学等入学時奨学金（地方創生枠）では採用されません。

オ 返還免除

採用決定時の大学等を卒業後6か月以内に、県内に居住及び就業してから引き続き3年経過した場合は、申請により、奨学金全額の返還が免除となります。ただし、就業形態等により、対象外となる場合があるため、詳細は10ページの「大学等入学時奨学金（地方創生枠）返還免除要件」を確認してください。

② 一般枠

ア 募集人員

大学・短期大学 200人程度
専修学校（2年以上の専門課程に限る。） 50人程度

イ 応募基準

所得額課税額証明書に記載してある申込者本人及びその生計維持者（父及び母又はこれに代わって家計を支えている者）の市町村民税額のうち所得割の合計額（ふるさと納税・住宅ローン控除等の税額控除を受ける前の額）が、おおむね100円以上59,700円未満の区分に該当すること。

基 準 額（市町村民税所得割額）			大学等入学時奨学金
国の制度の支援区分	第Ⅰ区分	100円未満	貸与対象外
	第Ⅱ区分	100円以上 ～ 25,600円未満	貸与対象
	第Ⅲ区分	25,600円以上 ～ 51,300円未満	貸与対象
本県制度のみ対象		51,300円以上 ～ 59,700円未満	貸与対象

※ 貸与額については、下記2(1)の貸与上限額一覧表を参照。

ウ 推薦基準

上記イの「応募基準」を満たす者で、次の(ア)及び(イ)に該当する者

(ア) 高等学校1年生から2年生（既卒者は全学年）までの全履修教科・科目における学業成績の評定平均値が、5段階評価で3.5以上である者

(イ) 奨学金返還の義務を理解し、責任を持って返還できる者であって、大学等を卒業後、社会人としての自覚と責任を持ち、社会に対して貢献することが期待できる者

2 奨学金の貸与上限額、採用決定及び貸与時期等

(1) 貸与上限額 下表のとおりとする。

ア 入学時に必要な入学金及び初年度授業料（前期分または第1期分）

イ 国の「高等教育の修学支援新制度」の対象となる者には、上記アの金額から大学等が入学金等を減免した額を減額して貸与する。

(令和5年4月現在)

貸与上限額一覧表(世帯年収の区分別)

(単位:円)

学校種	国公立				私立			
	世帯年収の区分				世帯年収の区分			
	非課税世帯 (270万円以下)	270万円超え 300万円以下	300万円超え 380万円以下	380万円超え 400万円以下	非課税世帯 (270万円以下)	270万円超え 300万円以下	300万円超え 380万円以下	380万円超え 400万円以下
	国の制度の支援区分			本県制度 のみ対象	国の制度の支援区分			本県制度 のみ対象
学校種	第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分		第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分	
大学	貸与対象外	183,300	366,600	549,900	貸与対象外	203,300	406,600	610,000
短期大学	貸与対象外	121,400	242,800	364,200	貸与対象外	186,600	373,300	560,000
専門学校	貸与対象外	51,100	102,200	153,400	貸与対象外	151,600	303,300	455,000

※ 表で示す年収は、両親・本人・中学生の4人世帯の場合の目安。基準を満たす世帯年収は家族構成により異なる。

※ 国の「高等教育の修学支援新制度」の改正により区分の変更をする場合がある。

(2) 採用の決定

下記5で定める採用候補者のうち、国の「高等教育の修学支援新制度」の対象となる大学等（ただし、通信教育学部は除く。）に入学した者で、書類を提出期限までに提出した者について、正式に採用を決定し、奨学金を一括で貸与する。

《大学等入学前に提出する書類》 提出期限：令和6年1月31日（水）

ア 誓約書・奨学金借用証書

※ 第一・第二連帯保証人が必要となるため、事前に関係者間で奨学金返還に関する共通した認識を持つておくこと。

イ 奨学金振込口座届（本人名義の鹿児島銀行普通預金口座のみ）

ウ 返還金口座振替依頼書（銀行で手続き）

《大学等入学後に提出する書類》 提出期限：令和6年6月28日（金）

ア 入学した大学等の在学証明書（証明日：令和6年5月1日以降）

イ 大学等への入学金等納付額及び入学金等減免額が確認できる書類

(3) 貸与時期 令和6年7月以降に設定された送金日

※ 大学等進学後、上記(2)のアからウまでの書類が、当財団に届いた日以降、奨学金を送金する。

奨学金の送金に関する手続の詳細については、採用候補者認定通知時に案内します。

3 応募に必要な書類

奨学金の申請には、次の書類が必要です。申請に必要な書類は、在学している高等学校等（既卒者は出身高等学校等）から受け取り、高等学校等が指定する提出期限までに提出してください。

(1) 申請者全員が提出するもの

ア 大学等入学時奨学金貸与申請書

イ 申込者本人及びその生計維持者（父及び母又はこれに代わって家計を支えている者）それぞれの「市町村長発行の令和5年度（令和4年分）所得額課税額証明書」（収入額と市町村民税・県民税の額が記載されていること。）

※ 令和5年度所得額課税額証明書は、令和5年6月以降に発行される。

※ 無収入であっても証明書の提出は必要。（収入がないことを確認するため）

ウ 生計維持者（上記イに同じ）それぞれの「令和6年度大学等入学時奨学金に係る申立書」

※ 生計維持者に係るふるさと納税及び住宅借入金等（住宅ローン）特別控除の有無を確認するためのもの。

※ 上記イの所得額課税額証明書の発行を受ける際に市町村役場に確認し、生計維持者が記入・押印の上、提出すること。

(2) 申請者のうち、県外の高等学校等出身者

県内出身中学校等の卒業証明書（原本）及び父母等の住民票（写し）

4 住所コード一覧

市町村名	住所コード
鹿児島市	46201
鹿屋市	46203
枕崎市	46204
いちき串木野市	46218
阿久根市	46206
奄美市	46222
出水市	46208
伊佐市	46224
指宿市	46210
南さつま市	46219
霧島市	46220
西之表市	46213
垂水市	46214
薩摩川内市	46215
日置市	46216
曾於市	46217

市町村名	住所コード
志布志市	46221
南九州市	46223
姶良市	46225
鹿児島郡三島村	46303
鹿児島郡十島村	46304
薩摩郡さつま町	46392
出水郡長島町	46404
姶良郡湧水町	46452
曾於郡大崎町	46468
肝属郡東串良町	46482
肝属郡錦江町	46490
肝属郡南大隅町	46491
肝属郡肝付町	46492
熊毛郡中種子町	46501
熊毛郡南種子町	46502
熊毛郡屋久島町	46505

市町村名	住所コード
大島郡大和村	46523
大島郡宇検村	46524
大島郡瀬戸内町	46525
大島郡龍郷町	46527
大島郡喜界町	46529
大島郡徳之島町	46530
大島郡天城町	46531
大島郡伊仙町	46532
大島郡和泊町	46533
大島郡知名町	46534
大島郡与論町	46535

※ 学校コードは、各高等学校等の奨学金担当者に確認してください。

5 採用候補者の認定及び通知

書類審査の上、奨学生選考委員会に諮り、採用候補者を認定します。
選考結果は、令和5年10月下旬以降に学校長を経て通知します。

奨学金の送金、正式な採用決定、奨学金返還に関する手続の詳細についても御案内します。

6 誓約書・奨学金借用証書の提出

採用候補者となった者が正式に採用されるためには、後日、上記2(2)に記載の「誓約書・奨学金借用証書」の提出が必要となります。提出にあたっては、次のことに注意してください。

- ① 第一連帯保証人及び第二連帯保証人を各1名選任する必要があります。
- ② 第二連帯保証人は、申請者本人及び第一連帯保証人とは別生計の人を選任しなければなりません。
- ③ 連帯保証人は、未成年者や自己破産者等、保証能力のない方はなれません。

採用決定に必要なその他の書類と一緒に誓約書・奨学金借用証書を速やかに提出できるよう、準備をしておいてください。
(連帯保証人の選任や、奨学金の返還に関する共通認識を持つことなど。)

7 採用候補者の取消し

採用候補者が次の事項に該当する場合は、採用候補が取り消されます。

- (1) 令和6年4月に大学等へ入学しなかった場合
- (2) 採用候補となった奨学金の対象校種以外の大学等に入学した場合
(例:「大学・短期大学」の採用候補となった者が、「専修学校(2年以上の専門課程)」へ入学した場合等)
- (3) 指定する期限までに上記2(2)に記載の書類を提出しなかった場合
- (4) 国の「高等教育の修学支援新制度」の対象となる大学等(ただし、通信教育学部は除く。)以外の大学等に入学した場合

8 奨学金の返還方法

奨学金は、以下のとおり、必ず返還しなければなりません。

- (1) 奨学金は貸与制(無利息)であり、返還の義務があります。
- (2) 返還開始時期は、奨学金を送金した月から6か月経過後(7か月目)からですが、大学等に在学中や、さらに上級学校へ進学するなどの理由で、返還が困難な場合は、申請により、返還期限を猶予する制度があります。
- (3) 貸与を受けた奨学金は、口座振替により月賦で返還しなければなりません。

奨学金の貸与額	返還回数(期間)	月賦の額
100,000円以下	60回以内	1,700円
100,000円を超え200,000円以下	80回以内	2,500円
200,000円を超え300,000円以下	90回以内	3,400円
300,000円を超え500,000円以下	120回以内	4,200円
500,000円を超えるもの	140回以内	5,000円

※ 全額又は一部繰上返還をすることが可能です。

- (4) 正当な理由がなく、奨学金を返還すべき日までにこれを返還しなかった場合は、延滞利息を支払うことになります。

9 留意事項

提出前に、次のことを確認してください。

- (1) 申請書の記入もれ、記入間違い及び押印もれはありませんか。
- (2) 申請に必要な書類は全て揃っていますか。

応募者が多い場合は、資格や基準を満たしていても採用候補者として認定されないことがあります。

公益財団法人鹿児島県育英財団
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号(県庁17階)
Tel 099-286-5244 Fax 099-286-5229
ホームページURL <http://www.kagoshima-ikuei.jp>

大学等入学時奨学金貸与申請書

【記入例】

奨学金申込種別 1～3のいずれか 1つに○をする。	専願	1 地方創生枠 のみ		希望する奨学金種別の番号を○で囲む	
		2 一般枠 のみ			
	併願	3 地方創生枠 ・ 一般枠 の2つの枠に併願			
進学希望校種 1・2のいずれか に○をする。	1 大学・短大 2 専修学校（専門課程） 進学を希望する校種の番号を○で囲む （注1）「1 大学・短大」に○をする場合、下の「進学希望校」の第一希望・第二希望の欄には、専修学校（専門課程）は記入できません。 （注2）「2 専修学校（専門課程）」に○をする場合、下の「進学希望校」の第一希望・第二希望の欄には、大学・短大は記入できません。 （注3）採用候補となった奨学金の対象校種以外に入学した場合は、採用候補が取消となります。 （例：「大学・短大」の地方創生枠又は一般枠の採用候補者となった者が、「専修学校（専門課程）」へ入学した場合等） （注4）採用候補となった後、国の「高等教育の修学支援新制度」の対象となる大学等（通信教育学部除く）以外の大学等に進学した場合は、採用候補が取消となります。				
	返還支援候補者募集への応募の有無について、該当する方に○をする。 ＊ 別に募集する「大学等奨学金返還支援（人材育成枠）候補者」への応募 （有 ・ 無） 大学等奨学金返還支援に応募している場合は、有を○で囲む [注] 地方創生枠の応募者が、「大学等奨学金返還支援候補者」に認定された場合、地方創生枠では採用されません。（重複採用不可）				
学校名	※全・定・通 鹿児島県立□□高等学校		学 校 コード	× × × × × ×	学 科 名 普通 科
卒業年月	令和 6 年 3 月 ※（卒業・卒業見込）		本人携帯電話	090-◇◇◇◇-××××	
氏 名	フリガナ イクエイ シュンタ		生年月日	元号	年 月 日
	育英 春太			平成	1 8 0 2 0 2
保 護 者	〒	8 9 0 - × × × ×	(フリガナ) カゴシマケン カゴシマシ ○○チョウ		
	住 所 コード	4 6 0 0 0	鹿児島 都 道 府 県 鹿児島 (市) 町 村 ○○町 ◇-△		
住 所	ア(マンション) 部屋番号		住所コード一覧から転記 コーポ育英301室	携帯電話	090 - □□□□ - △△△△
				固定電話	099 - ◇◇◇ - ○○○○
進 学 希 望 校	第 一 希 望		第 二 希 望		
	◇◇大学	※ (国公立) 私立	○○大学	※ 国公立 (私立)	
	法 学部 (群) 法政策学 科 (類) ※ (昼) ・ 夜		法文 学部 (群) 法学 科 (類) ※ (昼) ・ 夜		
大学等入学から卒業までの正規の修学期間			令和 6 年 4 月から令和 10 年 3 月まで (4 年間)		

注① ※印の箇所は、該当するものを○で囲むこと。

注② 「住所コード」欄は、別添「住所コード一覧」を参照し記入すること。

注③ 「学校名」欄は、“□□高等学校、△△専修学校（専門課程）”など正確に記入すること。（裏面に続く）

同一生計の家族状況		兄弟等で、同居をしているが、生計を別にしていない者については、 記入の必要はありません。	
別居者は番号 を○で囲む。	本人との続柄	氏 名	備 考
1	父	育英 秋男	
2	母	育英 春子	
3	本 人	育英 春太	
④	姉	育英 夏子	
5	弟	育英 春彦	
6	祖母	育英 フユ	
7			
8			
9			
10			

家族の生活状況及び奨学金を必要とする理由

申請者が奨学金を必要とする理由を具体的に詳しく記入すること。

※ 該当する場合はいずれかを○で囲む。

市町村民税課税状況	非 課 税 ・ 減 免
児童養護施設	施設退所 ・ 施設通学

貴財団の奨学生として採用の上、奨学金を貸与してくださるよう申請します。

令和 **5** 年 **7** 月 ○ 日

記入した日
を書く

本 人 氏 名 育英 春太

(本人自署)

※各自で必ず記入すること

保 護 者 住 所 鹿児島市〇〇町◇ー△ 育英コーポ301号室

(保護者自署)

氏 名 育英 秋男

本人の署名
・押印

保護者の署名
・押印

公益財団法人鹿児島県育英財団理事長 殿

各自自署のうえ、本人印と保護者印は、異なる
印を押印のこと。
また、印鑑はシャチハタ等（金融機関等で取扱
いできない印）は不可。

※ 生計維持者が2人の場合は、それぞれ提出が必要

【記入例】

令和6年度大学等入学時奨学金に係る申立書

令和5年7月○日

高等学校等名	□□高校
申請者(生徒)氏名	育英 春太
申立対象者(生計維持者)	育英 秋男

令和5年度(令和4年分)市町村民税所得額課税額証明書等の内容について、発行元の市町村役場に以下のとおり確認したことを申し立てます。
なお、虚偽の申告をしたことが判明した場合、採用等を取り消されても異議はありません。

ふるさと納税及び住宅借入金等特別控除の有無 (いずれかに○をする。)	有 ・ 無
---------------------------------------	-----------------------------

有の場合

市町村役場に確認の上、
記入

ふるさと納税及び住宅借入金等特別控除前の市町村民税の所得割の金額	58,100円
----------------------------------	---------

申立者(生計維持者)氏名

育英 秋男



※ 自署

※ 認め印で可

申立者の署名・押印

大学等入学時奨学金（地方創生枠）返還免除要件

大学等入学時奨学金（地方創生枠）で採用された次の者については、申請により、貸与した大学等入学時奨学金全額の返還を免除する。ただし、免除要件を満たし、返還免除の申請をする前に返還をした奨学金は返金しない。

採用決定時の大学等卒業後、6か月以内（大学等卒業後、引き続き上級学校へ進学した場合や、理事長がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りではない。）に次の①及び②に該当し、その状況が3年間継続している者

① 鹿児島県の発展に寄与する産業分野に就業すること。

就業は、以下の要件のいずれかを満たし、企業等に就業する者については、正規雇用者（期間の定めのない契約により雇用される者で、労働時間が通常の労働者の4分の3以上である者）であること。

なお、公務員として採用された場合は、免除対象外とする。

ア 県内に本社を有する企業等に雇用されている者

イ 鹿児島県外（以下「県外」という。）に本社を有する企業等の県内支店が採用した者（県内支店配属は不可）

ウ 県内で個人事業（農業・営業など）を営み、確定申告をしている者又は申告書において事業専従者として記載されている者

エ 県内の個人事業者に雇用されている者

オ 県内に法人を設立・経営している者

② 県内に居住していること。ただし、県内に本社を有する企業等に就業した場合で、県外の支店等勤務により、やむなく県外に居住せざるを得ない場合を除く。

※ 県内に居住、就業後、3年を経過する日までに、無職期間の発生又は県外に転出した場合は、免除対象外とする。ただし、理事長がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りではない。

※ 上級学校とは採用決定時の学校で付与される「称号・学位」よりも上位の「称号・学位」が付与される学校とする。